



# テミス通信

第 59 号 / 2022年9月

発行元：佐井司法書士法人

佐井司法書士法人

〒530-0047

大阪市北区西天満6丁目7番4号

大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109



武庫川・髭の渡し

2022年8月3日、司法書士制度は150周年を迎えました。  
今や、インターネットによるオンライン申請で、日本全国に登記申請ができる時代です。  
所有者様に大切に保管されている、和紙に筆書きした登記済証のような仕事の手触り、  
存在感を示すことは難しいですが、  
顔と顔をあわせて始まる「ご相談」が大切であることに変わりはありません。  
先人に負けないよう、皆さまのお困りごとに真摯に向き合って、  
これからも、私どもと知り合ってよかったと思っていただけるよう励んでまいります。  
京都の方から、たった150周年?!という声も聞こえてきますが・・・。

テミス通信 第59号をお楽しみ下さい

(佐井恵子)

## 改正ニュース! 「旧氏併記申出の見直し」(令和4年9月1日施行)

会社の登記簿に現在の氏名と旧氏名を併記することにつき、改正により、

- 婚姻前の氏を併記するだけでなく、離婚後に復氏した場合に、婚姻時の氏名を併記することも可能となりました。
- 登記申請の時点に限定せず、いつでも旧氏併記の申出が可能となりました。

通信の「テミス」とは、剣と天秤を持つ正義の女神。佐井事務所のシンボルです。



# もうすぐ始まる“相続土地国庫帰属制度”

## 「相続登記の義務化」(令和6年4月1日施行)

不動産を取得することになった相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記を申請することが義務付けられます。正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料の対象となります。

「相続登記の義務化」は、空き家問題、所有者不明土地問題が大きな課題となったことをふまえ、連絡のつかない所有者を解消することを目的としたものですが、同時に法律の整備がされていた「相続土地国庫帰属制度」が一足先の来年にも開始します。

## 「相続土地国庫帰属制度」(令和5年4月27日施行)

この制度は、一定の要件を満たした土地であって、国の審査を経て承認を受けた土地は、10年分の管理費用を納めることで、国が引き取って管理してくれる制度です。

この「10年分の管理費用」とは、どれくらいの金額なのでしょう。

まだ正式には決まっていますが試案が出ていますので、ご紹介します。(後記表参照)

一定の例外を除き、面積にかかわらず負担金20万円が目安のようです。

隣接する土地を2筆以上所有している場合、負担軽減のため一つの土地とみなして負担金の額を算定してくれる特例もあります。

<p>①宅地</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p> <p>ただし、一部の市街地の宅地については、面積に応じ算定 (例) 100㎡ 約55万円 200㎡ 約80万円</p>	<p>②田、畑</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p> <p>ただし、一部の市街地、農用地区域等の田、畑については、面積に応じ算定 (例) 500㎡ 約72万円 1,000㎡ 約110万円</p>
<p>③森林</p> 	<p>面積に応じ算定 (例) 1,500㎡ 約27万円 3,000㎡ 約30万円</p>	<p>④その他*</p> 	<p>面積にかかわらず、<u>20万円</u></p> <p>*「雑種地、原野等」を指します。</p>

(\*パブリックコメント 政令案の概要より)

## 手続きの流れ

①承認申請



②法務大臣(法務局)の審査・承認



③申請者が負担金を納付



なお、建物がある土地は却下対象とされており、申請の前に取り壊しが必要となります。土地の要件については、テミス通信第50号(2021年3月号)でもご紹介しておりますのでご参照ください。(バックナンバーはホームページトップ画面左のバナーからご覧になれます。)

## 土地所有は負担との声が約42%も

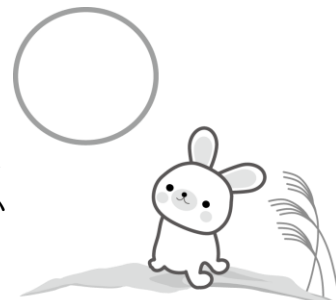
市場で買手が見つからない土地で利用が想定される制度ですので、負担金が高額になると利用が進まないのではと心配していましたが、皆様は負担金の金額をどう感じるでしょうか。

田舎の土地について明治時代、大正時代に購入した所有者のまま相続登記がされていないということは良く見ます。自身の親の相続手続きをする際に、親が先祖の相続手続きをしていないことを初めて知る方も多いものです。

平成30年度版土地白書で行われた土地問題に関する国民の意識調査では、「土地所有に負担を感じたことがある又は感じると思う 約42%」、令和2年法務省調査では、「土地を国庫に帰属させる制度の利用を希望する世帯 約20%」とあります。

不要な土地があれば、是非、この制度の活用をご検討いただき、相続登記を速やかに行われますよう司法書士の立場からもお願いいたします。

(山添健志)



## ご近所探訪 ～大阪中之島美術館・編～

少し前に、今年2月に開館した大阪中之島美術館に開館記念の「超コレクション展 99のものがたり」を観に行ってきました。

個人のコレクションが一括して寄贈されたことをきっかけに美術館の構想が生まれたそうですが、それから40年近くかかり、やっと開館したという喜びの感じられる盛りだくさんの展示内容でした。大阪市のコレクションの中から400点が展示され、モディリアーニやロートレックといった有名な絵画のほか、家具の展示もあり見応えたっぷりです。寄贈された方ごと

に展示されたエリアもあり、収集された方の好みを感じられるのも興味深かったです。館内がとても広いので、行かれる際は歩きやすい靴をおすすめします。

ミュージアムショップでは、美術館の目玉である佐伯祐三の「郵便配達夫」のアクリルキーホルダーやエコバッグがあったりと大阪中之島美術館ならではのものが充実していたのが印象的でした。私は有名絵画の絵がプリントされたマスクケースを買いました。外食する際、マスクがポケットでくしゃくしゃになることがあったので重宝しています。近くのビルに飲食店が入っていたり、隣に国立国際美術館や大阪市立科学館があるので一日ここで過ごせそうなエリアでした。

(和田梢)



## 相続まわりのよくある質問 一挙に回答！

令和4年8月27日（土）クレオ大阪南男女共同参画セミナーにおいて「相続リスク予防セミナー」と題して講師を務めさせていただきました。そこで、相続のお仕事をするなかで、よくあるちょっとした質問のあれこれを取り上げましたので、紙面でもその中から一部紹介させていただきます。

### 戸籍についてのQ&A

- Q.1 以前の相続で使った古い戸籍は今回の相続手続に使えますか？  
A.1 一旦閉鎖となった戸籍は、その後新しい事項が記載されることはありません。従って、除籍謄本や改製原戸籍は、古い日付の戸籍も使っていただけます。
- Q.2 戸籍類は何組揃えればいいですか？  
A.2 一組揃えてください。戸籍の代わりになる法定相続情報証明は何通でも無料で請求できますので、お声かけください。

### 相続放棄についてのQ&A

- Q.3 相続後3か月の間に、相続放棄をするかどうか判断できない場合は？  
A.3 相続放棄期間の延長を家庭裁判所に申し立てることができます。
- Q.4 債務の全容が把握できないとき、調べる方法は？  
A.4 相続人から信用調査会社（銀行関係の債務は銀行協会に、消費者金融関係はCICに、クレジット関係はJICC）に調査依頼ができます。
- Q.5 相続放棄をしても、死亡保険金を受取ることはできますか？  
A.5 相続放棄をして相続人ではなくなっても、生命保険契約の保険金受取人として受け取ることに影響はありません。
- Q.6 相続放棄をしたいと思っているが、最後の医療費を支払うことは可能？  
A.6 被相続人の財産からではなく、自身のお金で支払うこと。領収書の宛名はご自身の名前にしてもらって下さい。

### 遺産分割協議書についてのQ&A

- Q.7 不動産は固定資産税の明細書に従って書いてもよいか？  
A.7 登記事項証明に従って、正確に記載して下さい。
- Q.8 未登記の建物の表示方法は？  
A.8 固定資産税明細書や評価証明書に従って記載し、その旨を付記します。
- Q.9 田舎の土地が多数あります。もれなく調べる方法は？  
A.9 役所に所有者を特定して名寄せ帳を請求します。共有地についても請求して下さい。
- Q.10 遺産分割協議書には署名でなく記名で良いか？  
A.10 できるだけ自署して下さい。実印による押印と、協議書には印鑑証明書も添付しておきます。
- Q.11 後から見つかった共有地を相続登記することになりました。もう一度、協議する必要はありますか？  
A.11 協議が必要ですが、後日、協議書に記載のない遺産が判明した場合の分割方法を協議書に定めておくこともできます。  
(佐井恵子)



## 新しく始まる「電子提供制度」って何？

令和4年9月1日より、株主総会資料をインターネット上のウェブサイトに掲載しておき、株主にウェブサイトのアドレスを株主総会の招集通知に記載して通知すれば、株主総会資料を紙で送付しなくて良いとする新制度（以下、「電子提供制度」といいます）が施行されます。

この電子提供制度は、印刷コスト、配当コストの削減につながるるとともに、環境への負荷軽減につながるものと期待されます。とりわけ、株主の数が多く株主総会資料が多量な上場企業にとっては、負担軽減の効果が大きいでしょう。「電子提供では書類が確認できない、紙の文書がほしい」という株主は、「書面交付請求」によって会社に紙の文書を依頼することも可能です。

上場企業は電子提供制度の導入が義務とされ、それ以外の会社は任意に定款に規定することで、導入できます。なお、制度を利用する会社は、「電子提供制度を利用する旨の登記」が義務となりますので、登記手続きを忘れないように気をつけましょう。

（山添健志）



## スタッフ紹介・拡大版 ～秋にやってみたいこと～

朝夕は徐々に涼しくなって、秋の空気になってきました。



朝日新聞の「空を飛んでレイクビュー」という、琵琶湖が一望できるテラスの紹介記事。コロナで遠出することがなくなり、いつか行きたい

と手元に残しておいたのでしょう。そよと吹く秋風の中、三浦岬までは行けませんが、琵琶湖のテラスでユーミンの「海を見ていた午後」を口ずさみたい。ソーダ水は必須です。ソーダ水の中を貨物船がとおる～♪

（司法書士 佐井恵子）



幼稚園のお遊戯会で、童謡の「たき火」をクラス全員で演奏してから、落ち葉を集めたたき火をしてみたいと思いながら、機会のないまま大人に

なっていました。①垣根の曲がり角で、②落ち葉を集め、③たき火をする、という今となっては難易度の高い童謡たき火の再現、いつか挑戦してみたいものです。

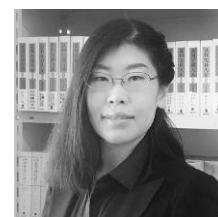
（事務局 和田梢）



台風の目の中を飛ぶ蝶を見たいです。子供の頃、本で台風の目とともに移動する蝶がいて聞いてワクワクしたのを覚えて

います。自分が台風の目に入れることがありません。台風に乗って外国から来る蝶は「迷蝶」と言うらしく、とても珍重されるそうです。台風は嫌ですが人生で1度は見てみたいと思っています。

（司法書士 山添健志）



秋の味覚、キノコ狩りに行ってみたいです。完全に初心者なので、キノコ狩り名人がガイドしてくれるツアーで…。アメリカの

フードライター、ユージニア・ボーン著『マイコフィリア きのこと愛好症』で興味を持ちました。

（事務局 佐井陽子）

## 「会社の登記簿に社長の住所が表示されない！」は、見送り

ネットを利用して、居ながらにして会社登記簿の内容を確認することができる「登記情報サービス」は、経済活動をするうえで便利なツールです。一方で、登記簿には社長の住所が記載されているため個人情報保護の観点から問題があるとして、制限をかけられないかと法制審議会で検討され、ようやく「紙の登記事項証明には従来通り住所が記載されるが、ネットから登記簿をみるときは住所が見られないようにする」という案をとりまとめ、パブリックコメントに付したところ、「法律実務に影響が大きい。」「企業の属性を把握する上で必須の情報である。」「紙ベースの情報に逆戻りではないか。」といった反対意見が多く寄せられ、令和4年9月1日の施行日を前に、一転して改正は取りやめとなりました。

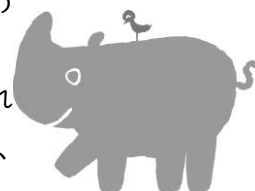
なお、「DV等の犯罪被害を受けるおそれがあるとの申出があった場合に、その住所を表示しない措置を講ずること。」という改正は、予定通り施行されています。 (佐井恵子)



社会貢献活動として、古切手やペットボトルのキャップを収集しています。  
沢山の古切手・キャップをお持ち下さいました。お名前をご紹介します。  
森田武憲様、壽予様、梅新東法律事務所様、匿名希望様 ありがとうございました！  
確かにお待ちしております！

## テミス通信 最後までご覧いただき、ありがとうございます。

- ・9月の2週間、久しぶりにインターンシップの受入を行いました。インターン先が弊所に決まったのも何かの縁ですから、得るものがあり、司法書士の仕事も知らせてもらえる機会にしたいと思います。ご協力いただいた方には、改めてお礼申し上げます。
- ・12年以上登記をしない株式会社や一般社団法人に対し、休眠会社とみなして登記官が職権で解散の登記をしていますが、会社法改正で役員の任期を10年とする定款規定を定めることができるようになって、その数は増加傾向にあります。中には、法務局から普通郵便で通知が送られたものを見逃して、税務署から解散につき清算手続きを促す通知が届いて初めて気づくという会社があるということを聞きました。ご注意ください。
- ・7月24日に、声楽・ピアノ・チェロ・サクソフォンの合同発表会に初参加。声楽の方は素晴らしいドレス姿で幸せオーラいっぱい、ピアノは少し地味目なドレスでひたすら鍵盤をにらみ、サクソやチェロは黒を基調とした衣装で自分の世界に入り込んでと、個性が際立つ楽しい会でした。コロナ禍で3年ぶりの発表会参加となりましたが、練習意欲が蘇ったことが一番の成果でした。聴かせてもらう、聴いて貰うって大切です。
- ・今号は、情報盛りだくさんの感があります。社会の変化が早いということかもしれません。事務所のモットーである「常に新しい情報を提供します。」を心がけ、その中のひとつでもお役にたつものがあれば嬉しいです。 (佐井恵子)



※佐井事務所のご依頼者、名刺交換させていただいた方、様々な機会にご縁をいただいた方にお届けさせていただいています。  
ご希望されない方や、宛先違いなど、ご迷惑をおかけしました方には、大変お手数ながらご連絡をいただけると幸いです。

佐井司法書士法人 〒530-0047 大阪市北区西天満6丁目7番4号 大阪弁護士ビル903号

TEL 06-6365-1755 FAX 06-6365-1109 メール saikeiko@sai-shihou.jp (変更しました。)

ホームページ <https://www.sai-shihou.jp>

ブログ <http://ameblo.jp/sai-shihou/> マイベストプロ大阪 <http://mbp-osaka.com/sai-shihou/>